

第52回総会議案書

2021年5月23日 発行

愛知学童保育連絡協議会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7-308

電話052-872-1972 FAX 052-308-3324

Email:aichigakudou@gakudou.biz

HP <http://gakudou.me/aichikenrenkyou/>

【 基 調 提 案 】 学 童 保 育 の 現 状

1. まだまだ需要が増え続ける学童保育

小学生を持つ女性の7割を超える人が働き、核家族が8割を超え、共に増え続けている現在、学童保育は社会資本としてなくてはならないものになっています。そして、学童保育で生活する子どもも学童保育所の総数も毎年増加し、まだ10年近くは増加していくと厚生労働省は推測しています。一方で、いまだに学童保育がない小学校区があるなど、学童保育を必要とする子どもの生活環境や発達保障が最優先される前に、自治体の財政で左右される施策になっているのが学童保育の現状です。

その実態が、今回のコロナ禍ではっきりしました。

保育で三密を防ぐことは元々難しいですが、基本となる学童保育の基準は生活空間1人1.65㎡以上であり、学童保育所内にあるロッカー等の設備をひくと1m以上離れて生活する空間ではありません。

学童保育指導員の待遇は非常勤が圧倒的であり、2020年3月1日から始まった小学校一斉休校に対応する学童保育の開所では、朝から学童保育指導員を配置することができず、午後からの開所だった学童保育が一定数ありました。

このように学童保育は課題の多い施策ですが、2020年5月現在、全国学童保育連絡協議会の調査で33,671か所、利用している子どもの人数は130万5,420人となりました。

愛知県では、同じく2020年5月1日現在愛知学童保育連絡協議会の調査で、1,160か所1,618支援の単位となり、利用している子どもの人数は56,970人となっています。

2. 国が示していること

財政基盤を確立することを含め2015年度より「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）」で国は基準をつくったものの、市町村の実態にあわせた施策になっているため、平準化ではなく、市町村格差が広がる結果になっています。

このことは、市町村の条例に「経過措置」や「当分の間実施せず」という一文が多くの自治体で入っていることも理由にあげられます。

基準で、学童保育で子どもが生活するスペースが1人1.65㎡以上となっていますが、保育所の保育室規定1人1.98㎡以上より小さいうえに、施設面も市町村の財政と連動しているため、1人1.65㎡以上がいつ完全実施されるかわからない状況があります。一方で、1人1.65㎡以上と国が基準に示しているおおむね40人以内を守るために学童保育の定員がつくれ、定員を上回る入所希望があっても、学童保育所を新設しないために入所できない子どもいわゆる待機児童が多くいる状況があります。

また、学童保育指導員の処遇改善が進んでいないこともあり、現在の学童保育を運営するために必要な学童保育指導員の確保ができなくなっていることを理由に、条例を変更、または変更しないで民間企業に委託して対応する市町村があります。

今1つの課題は、条例を書面上クリアした届け出をすれば、「学童保育」として認められますが、市町村が運営費を出している学童保育と出していない学童保育が生まれてきているということです。2015年度までは「市町村の施策に合致していなければならないこと」「塾等目的の違うものは認めないこと」等制約がありましたが、塾をはじめとする

企業が届け出をすれば学童保育を名乗れることになりました。名古屋市を例にすると届け出はされているが補助金が出ていない企業型学童保育が約 10 箇所あります。「新制度」のもとで、「補助単価の増額」「対象の拡大（おおむね 10 歳から小学生へ拡大）」「賃料補助開始」等がはじまり企業が参入しやすくなりました。その企業の多くが利益を追求することで「子育て・保育の商品化」「職員の人件費削減」がすすみ保育の公的責任が後退しています。

国は補助金を用意したものの、学童保育の施策としておこなうかどうかは市町村が定めることから、学童保育の施設整備や職員の待遇等に市町村格差がでてきたという新たな課題が発生しています。

3. しょうがいのある子どもには、まだまだ全員受け入れになっていない

「しょうがいのある子どもは受け入れない」とする自治体が、愛知県では 2018 年度で初めて 0 になりました。しかし、「受入に制限がある」とする自治体は 2018 年度より 1 自治体減っただけで 63%にあたる 36 市町村が 2019 年度も「受入制限」をしています。

4. はっきりした学童保育施策の貧困さ

新型コロナウイルス対策として、国は 2020 年 3 月 2 日から小学校を一斉休校し、学童保育を開所するよう通知しました。新型コロナウイルス対応で「子どもを 1m 以上離す」と指示されましたが、学童保育の元々の基準が設備を含めて「子ども 1 人あたり 1.65 m² 以上」であり、「子どもを 1m 以上離す」広さが確保されない施策であることが露呈しました。また、「外であそぶにしても、そのスペースがない」「休養する別部屋がない」「学童保育指導員の配置に余裕がない（そもそも足りていない）」等、新型コロナウイルス対応をすることで、元々の施策が不十分なことがより明らかになってきました。すべてが、学童保育施策の貧困さといえます。

5. 学童保育の規模

愛知県の規模別箇所数では、「新制度」実施の 2015 年度以降 20 人から 30 人の規模が一番多くなっています。これは国の「基準（1 人 1.65 m²以上・おおむね 40 人以下他）」を元に市町村が条例を策定し、運営主体が定員を決めて受け入れているからだと考えられます。

コロナ禍の影響で、2020 年は両端の特徴が現れています。「1 人～19 人」の学童保育が増えているのは、入所予定者の保護者がコロナ禍で仕事がなくなり子どもが入所しなかったことと考えられます。一方で「101 人以上」が増えているのは、学校が一斉休校になり朝からの保育が必要になったため、学童保育への入所が増えたからだと考えられます。

コロナ禍の影響に関係なく、愛知県内の「20 人～30 人」の箇所数が全国平均に比べ多いのは、名古屋市の学童保育が 40 人以下の人数で運営をすることを続けているからだと考えられます。

6. まとめにかえて

「子どもの最善の利益」を学童保育でどう保障できるのか。保護者の子育て環境は今後どうあればよいのか。学童保育指導員の働く環境はどうあれば良いのか。子どもが主体者として学童保育で生活するのではなく、「学習」「習い事」「送り迎えの付加価値」を主体にしたものは「学童保育」と言えるのか。これらのことを学童保育に関わる私たちが考え、学童保育の充実と財政をともなった法制化を目指して学習・交流し学童保育施策拡充につなげるために共に頑張りましょう。